

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(CO2削減ポテンシャル診断推進事業)

ポテンシャル診断事業及び低炭素機器導入事業 Q & A

令和2年4月

一般社団法人 低炭素エネルギー技術事業組合

目次

I. 共通事項	3
1. 全般	3
2. 対象となる応募申請者	3
3. 提出書類等.....	4
3.1 事業所の範囲が分かる資料.....	4
3.2 財務諸表	5
3.3 エネルギー使用量の根拠書類.....	5
3.4 事業報告	6
II. ポテンシャル診断	7
1. 全般	7
2. 対象となる事業所	7
2.1 事業所の単位	7
2.2 過去にポテンシャル診断を受診した場合の制限	7
2.3 複数事業所の応募	8
3. CO2 排出量の算定	8
4. 診断機関の選定、委託	10
5. 診断について	10
6. 提出書類及びその記載方法	11
6.1 交付申請	11
6.2 事業所の業務概要	12
6.3 完了実績報告	12
6.4 精算払請求	13
7. 補助対象経費	13
III. 低炭素機器導入	15
1. 全般	15
2. 対象となる申請者	16

3. 対象となる事業所	16
4. 対象となる設備・機器	17
4.1 空調機および空調システム.....	18
4.2 ボイラ及び蒸気システム.....	19
4.3 冷水・温水・冷却水システム.....	19
4.4 コンプレッサー及び圧空システム	20
4.5 受変電設備・配電設備.....	20
4.6 照明設備	20
4.7 再生可能エネルギー関連.....	21
4.8 BEMS、デマンドコントローラー、制御機器、その他.....	21
5. 診断結果報告書との整合	21
6. リース・ESCO	22
7. 提出書類及びその記載方法.....	23
7.1 経費内訳	23
7.2 実施計画書	24
7.3 CO2 排出量、削減率の算出	24
7.4 交付申請	24
7.5 見積.....	25
7.6 実施段階	26
7.7 完了実績報告	26
8. 補助対象経費	27
9. 事業報告	27
10. 取得財産の管理.....	27
改定履歴	27

I. 共通事項

1. 全般

No	Q	A
I-1-1	ポテンシャル診断推進事業（診断と機器導入）は令和2年度までとなっている。本年度ポテンシャル診断を受けて次年度に低炭素機器導入事業に応募は可能か？	令和2年度限りの事業となります。従って、本年度ポテンシャル診断を受けて次年度に低炭素機器導入事業に応募することはできません。
I-1-2	CO2削減ポテンシャル診断の公募と低炭素機器導入の2次公募の申請を同一年度に行なうことは可能か？	可能です。（公募要領参照）
I-1-3	ポテンシャル診断の公募期間は5/7～6/30だが、なぜ機器導入の2次公募を計画している場合の締め切りが5/29なのか？	機器導入の2次公募への応募は、ポテンシャル診断が完了していることが必要です。そのため2次公募への申請が間に合うように、締め切りを1か月早めています。ただし、申請手続き（書類）上の差はありません。
I-1-4	遂行状況の報告はどのようなタイミングですればよいか？	組合から要請があったときに報告してください。

2. 対象となる応募申請者

No	Q	A
I-2-1	賃貸ビルのオーナーは応募できるか？	診断対象のエネルギー使用設備・機器を所有する法人であれば応募できます。
I-2-2	賃貸ビルに入居しているテナントや他社（関係会社などを含む）から施設を賃借し、営業している事業者は応募できるか？	診断対象のエネルギー使用設備・機器を所有する法人であれば応募できます。
I-2-3	テナントビルやホテル等の管理組合（管理会社）は応募できるか？	診断対象のエネルギー使用設備・機器の所有権等による判断となります。「管理」の範囲が単にエネルギー使用量の把握、請求等のみの場合では応募できません。
I-2-4	農業協同組合、漁業協同組合、生活協同組合は応募できるか？	応募できます。
I-2-5	他者（地方自治体や関係会社などを含む）から施設を賃借し、営業している事業者は応募できるか？	診断対象のエネルギー使用設備・機器の所有者（この場合は施設を貸している側）が応募できます。
I-2-6	個人事業主、個人病院は応募できるか？	応募できます。
I-2-7	「国家公務員共済組合連合会」に属する病院は応募できるか？	応募できます。
I-2-8	建物の共同所有の場合は応募できるか？	応募できません。
I-2-9	「法律によって直接設立された法人」とはどのような法人か？	所管府省別特殊法人（令和2年4月1日現在33法人）です。応募には、それを証する行政機関から通知された許可証等の写しの提出が必要です。

No	Q	A
I-2-10	宗教法人は応募できるか？	応募できます。ただし日本国憲法の趣旨に鑑み、用途を制限する可能性があります。 ◎日本国憲法（抜粋） 第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。
I-2-11	大企業は応募できるか？	法人の規模に係わらず、受診事業所の年間のCO2排出量が50トン以上3,000トン未満（電気事業者の代替値ベースで算出）の事業所であれば応募できます。
I-2-12	租税特別措置法による「みなし大企業」は適用されるか？	適用しません。
I-2-13	大企業の100%子会社の中小企業であるが補助率はどうか？	応募する事業者（法人）が中小企業であれば中小企業として取り扱います。
I-2-14	地方自治体が経営する小規模の施設がある。補助率計算の際は中小企業に当たりますか？	中小企業に当たりません。 中小企業とは、中小企業基本法に基づくものとしています。
I-2-15	外資系企業は応募できるか？	応募できます。ただし日本国内の事業所に限ります。
I-2-16	半年前に経営移管したが事業は継続している場合は応募できるか？	事業の内容が変わらず、エネルギー使用設備・機器の増減がなく、継続したエネルギー使用の実績がある場合は応募できます。
I-2-17	事業の開始から1年度経過していないが、応募はできるか？	1年間（4月～翌年3月）のエネルギー使用データがない場合は応募できません。
I-2-18	消費税について免税事業者か課税事業者かはどのように確認したらよいか？	貴事業所の経理、税務部門の担当者に確認してください。
I-2-19	事業者としては消費税について免税と課税の両方の事業をしている。そのような場合はどちらで応募すればよいか？	受診事業所の事業で判断してください。消費税免税事業者として申請する場合は、確認のための書面を提出する必要があります。

3. 提出書類等

3.1 事業所の範囲が分かる資料

No	Q	A
I-3-1-1	具体的にはどのようなものか？	建物であれば地図や航空写真等の上に、賃貸ビルであれば、断面図、平面図等の上に事業所の範囲を線引き等して提出してください。応募された事業所のCO2排出量の集計範囲の確認が目的ですので、精緻な図面である必要はありません。また、Web地図サービスの利用も可能です。
I-3-1-2	一つの敷地に本社と工場がある。本社だけで応募できるか？	応募できません。同一敷地全体で申請してください。なお、産業部門か業務部門かは診断の比重により選択してください。

3.2 財務諸表

No	Q	A
I-3-2-1	応募申請段階では直近の決算が確定していない。その前の財務諸表でもよいか？	確定している直近2期分で結構です。
I-3-2-2	貸借対照表と損益計算書は会社全体のものか、事業所のものか？	法人としての最小単位のを提出してください。例えば、グループ会社全体の連結決算(ア)、個別の会社の決算(イ)、個別の会社の事業所別(ウ)の決算の3つの財務諸表がある場合は(イ)を提出してください。
I-3-2-3	地方自治体は予算書を提出とあるが市全体の予算書でよいか？	補助事業に係る予算書を提出してください。
I-3-2-4	事業開始後まだ2年経過していない。財務諸表はどのようにしたらよいか？	確定している直近1期分の財務諸表と本年度の事業計画書を提出してください。
I-3-2-5	申請する法人は2期連続で債務超過となるが、親会社は財務には全く問題がない場合は、親会社、事業者2法人分の財務諸表を提出すれば要件を満たすか？	財務状況は申請する法人のもので判断します。
I-3-2-6	損益計算書で経常利益が2期連続マイナスであるが、貸借対照表では純資産はマイナスになっていない。要件を満たすか？	債務超過は貸借対照表で判断します。

3.3 エネルギー使用量の根拠書類

No	Q	A
I-3-3-1	請求書のコピーを証憑として添付する場合、原本を提出してしまっており添付できない場合は写しでもよいか？	写しで結構です。
I-3-3-2	電力会社のウェブ画面等は根拠書類として利用可能か？	利用可能です。ただし、年度(4~3月)、供給会社名、契約者名、供給先(住所等)、使用量、単位が明記されているものを提出してください。
I-3-3-3	エネルギー使用量実績で、請求書が委託先の管理会社名の場合は、どうすればよいか？	申請者と委託先管理会社との関係を説明し、申請する受診事業所で使用されていることを明確にした上で提出してください。
I-3-3-4	電気およびLPGを組合で共同購入しており、請求書並びに検針票は組合から発行されているため、供給会社名・契約者名の記載がないがそれでもよいか？	組合から発行されている請求書と検針票及び組合宛のエネルギー供給会社からの請求書を提出してください。
I-3-3-5	A、Bの異なる法人が同一敷地内にあり、A社が受電しB社へ供給し、使用量に応じA社がB社に請求している。このときB社が応募する場合のエビデンスは何を提出すればよいか？	A社から発行されている請求書と検針票及びA社宛のエネルギー供給会社からの請求書を提出してください。

3.4 事業報告

No	Q	A
I -3-4-1	事業報告書の提出先はどこか？	環境省又は環境省が指定する団体に提出してください。(令和2年度は省エネルギーセンターへ提出)
I -3-4-2	事業報告の様式は毎年変わるのか？	事業報告の様式は実施年度のものを使用します。様式及び提出した事業報告書の控えは確実に保管してください。
I -3-4-3	事業報告はポテンシャル診断事業と低炭素機器導入事業の両方が必要か？	両方必要です。それぞれで作成し提出してください。
I -3-4-4	事業終了後の3年間で社名、事業所名、代表者、担当者、連絡先等が代わる可能性がある。その場合の手続きはどうか？	変更が生じた時点で、環境省又は環境省が別途指定する連絡先に速やかに連絡してください。
I -3-4-5	平成28年度から原単位計算をするようになった。分母はCO2排出に密接な関係を持つ指標とあるが具体的にはどのように選定したらよいか？	CO2排出に密接な関係の例としては、産業部門では生産量、生産金額、稼働日数など、業務部門では在籍人数、面積、稼働率等があります。
I -3-4-6	《ポテンシャル診断事業》事業完了後の3年間で、診断結果報告書に記載された対策提案をすべて実施しなければならないか？実施できなかった場合は返金などのペナルティーはあるか？	診断結果報告書に提案された対策について、少なくとも1つは必ず実施してください。なお、未実施でも返金等のペナルティーはありません。

II. ポテンシャル診断

1. 全般

No	Q	A
II-1-1	申請の結果はどのように知らされるか？	交付決定通知または不採択通知としてメールと郵便で通知します。不採択の理由については通知しません。また、審査結果に対するご意見やお問い合わせには対応いたしません。
II-1-2	採択されなかった場合の資料は返却されるか？	返却しません。
II-1-3	交付決定後に辞退は可能か？	辞退可能です。中止（廃止）承認申請書（交付規程様式6）を提出してください。

2. 対象となる事業所

2.1 事業所の単位

No	Q	A
II-2-1-1	サービス付き高齢者向け住宅は対象となるか？	対象となりません。
II-2-1-2	マンション、シェアハウス、社員寮は対象となるか？	対象となりません。CO2削減ポテンシャル診断事業は事業所（工場や業務用ビル等）が対象です。
II-2-1-3	同一敷地内に事務棟と番地が異なっている4つの工場建屋があり、重油・電気等のエネルギー使用の請求書は工場毎に届いている。この場合、1つの事業所となるか？	同一敷地内にあるため、1事業所となります。
II-2-1-4	公道で区分された同一敷地内に複数の学部を擁する大学がある。特定の学部で応募できるか？	1事業所（ここでは大学キャンパス）の中から、特定の学部、あるいは特定の建物だけを分割して応募することはできません。
II-2-1-5	事業所として同一敷地内に複数の建物が存在する場合、その中の一つの建物だけで応募できるか？	1事業所の中から、1建物だけを分割して応募することはできません。
II-2-1-6	同一敷地で病院内に同法人の介護老人保健施設を運営している場合、申請は病院でよいか？	介護老人保健施設が病院の一部門（あるいはその逆）の場合は、介護老人保健施設を含む病院全体として申請してください。病院と介護老人保健施設が別法人（個別の定款を持ち、それぞれ決算している）の場合は、法人単位で申請してください。

2.2 過去にポテンシャル診断を受診した場合の制限

No	Q	A
II-2-2-1	事業者（複数の事業所を持つ場合は各事業所）が過去に環境省以外の省エネ診断補助を受けているが応募できるか？	応募できます。

No	Q	A
II-2-2-2	過去に診断を受けた方は応募できないとあるが、過去に診断歴がわからない場合はどうしたらよいか？	個別に組合にお問い合わせください。

2.3 複数事業所の応募

No	Q	A
II-2-3-1	1法人当たり3事業所以内とのことだが、グループ会社の場合はそれぞれの法人が3事業所ずつ応募できるか？	1法人当たり3事業所以内で応募できます。
II-2-3-2	自治体で異なる法人格を有する組織（例：教育委員会など）があるが、それぞれの法人で3事業所ずつ応募できるか？	1自治体当たり3事業所以内で応募できます。
II-2-3-3	複数の事業所を持つ法人であるが、別の事業所が過去に環境省のCO2削減ポテンシャル診断を受けているが応募できるか？	同一法人であっても、申請事業所として初めての応募であれば申請できます。

3. CO2排出量の算定

No	Q	A
II-3-1	基準年度は直近年度のCO2排出量を記載することになっているが、具体的にはいつか？	前年4月から当年3月です。法人の会計年度が例えば1月～12月であっても、4月～3月としてください。
II-3-2	電気の検針が月半ば（15日締め）の場合は、いつからいつまでで計算をすればよいか？	必ずしも1日～31日までのメでなくても、事業所の検針日から翌月の検針日までの1ヶ月で問題ありませんが、正確な連続する1年間のデータが必要です。
II-3-3	応募申請時には、平成31年度のCO2排出量の集計が間に合わないため平成30年度の排出量としたいが応募できるか？	平成31年度の排出量で応募してください。
II-3-4	年度途中で電力会社を変更した。新旧の電力会社で検針日が異なる場合、どのように記載すればよいか？	4月から翌年3月末の連続した1年度分となるように調整した上で提出してください。
II-3-5	構内で使用する車両、フォークリフトの燃料はCO2排出量計算の対象となるか？	事業所内の製品や材料等の運搬に要した燃料は対象です。人の移動を目的とした車両は対象となりません。
II-3-6	老健施設の送迎用車両の燃料はCO2排出量計算の対象となるか？	対象となりません。また公道を走行する自動車学校の練習車やゴルフ場のカートも対象となりません。
II-3-7	複数のエネルギーの請求書を事業所でまとめて受けている。個別の金額のものがいない場合はどうしたらよいか？	個別のエネルギー消費量のデータがあるのであれば、請求書と合わせて提出してください。どのような根拠書類が迷われた際は、個別に対応しますので、組合までご連絡ください。
II-3-8	診断の対象が熱供給事業所などである場合は、供給した電気や熱に相当するCO2排出量は差し引いた計算でよいか？	事業所外に供給したエネルギーに相当するCO2排出量を引いて計算してください。

No	Q	A
II-3-9	温度／気圧から換算した体積単位（Nm ³ ）は使わずに、単純に都市ガス使用体積から排出量を計算することでよいか？	現実的にはNm ³ で管理できないため、ガス会社の納品明細書に記載された数値はm ³ のまま使用し、Nm ³ 換算しないこととします。
II-3-10	買電の場合、換算係数は何を使えばよいか？	代替値を使用してください。CO2排出量50トン以上3000トン未満の判断は代替値で行います。
II-3-11	テナントビルの電力使用量でオーナー分とテナント分が計測で厳密に管理されていない場合、それぞれの使用量はどのように計上すればよいか？	集計（算出）方法を提出していただき、審査の上判断します。
II-3-12	業務用ビル等に当該ビルの所有者（以下「オーナー」という。）以外の事業者（以下「テナント等」という。）が入居している場合、どのように取り扱えばよいか？	<p>《オーナーが申請する場合》 オーナーが当該ビルについてCO2削減ポテンシャル診断事業又は低炭素機器の導入事業に申請しようとするときは、テナント等が所有する設備において使用されるエネルギーからのCO2排出量は算定の対象とはなりません。</p> <p>《テナント等が申請する場合》 テナント等がCO2削減ポテンシャル診断事業又は低炭素機器の導入事業に申請しようとするときは、当該テナントが所有する設備のエネルギー使用に伴うCO2排出量が算定対象となります。このため、当該テナントが所有する設備のエネルギー使用量が、エネルギーの購買契約や計測器等で明確に把握できる必要があります。（図1参照）</p>

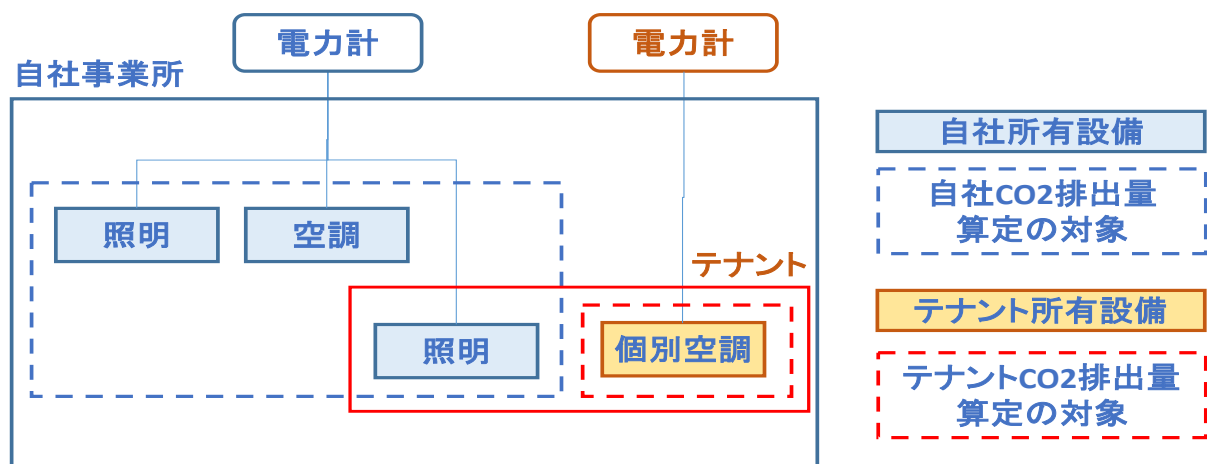


図1. 事業所内に他の事業所（テナント等）が存在する場合のCO2排出量算定対象範囲

4. 診断機関の選定、委託

No	Q	A
II-4-1	どの診断機関に委託したらよいか？	環境省のポテンシャル診断事業で認定された診断機関で、二者以上の診断機関から見積もりを取得し、比較したうえで選定してください。 環境省の「事業者のためのCO2削減対策Navi」や、低炭素エネルギー技術事業組合のHPで登録された「診断機関のリスト」を公開しています。対応できる地域、専門分野、診断機関のHP情報等も併せて公開されるため受診事業所のニーズに合わせ選定してください。
II-4-2	診断機関を決定できない場合、または診断機関と実施時期などで合意できない場合はどうなるか？	交付申請はできますが、最終的に診断機関が見つからない場合は交付決定できません。
II-4-3	環境省の診断機関リストには登録されていないが、従来から取引している実績のある事業者に診断を委託できるか？	環境省のポテンシャル診断事業で認定された診断機関以外には委託できません。
II-4-4	診断機関を選ぶ際に相見積りは必要か？	環境省のポテンシャル診断事業で認定された診断機関で、二者以上の診断機関から見積もりを取得し、比較したうえで選定してください。
II-4-5	相見積りした見積書の提出は必要か？	相見積りした全ての見積書を提出してください。
II-4-6	交付申請時に診断機関とどこまで合意しておく必要があるか？ 正式発注するときには内容の変更は可能か？	交付申請時は仮契約的な位置づけで結構です。契約内容は交付決定までは変更は可能ですが、交付決定以降の変更は交付規程に則した手続きが必要になります。
II-4-7	診断機関として認められる要件は何か？	診断の全般を統括する診断責任者として、その責務及び登録要件を満たし、診断機関窓口が認定した者を配置できること。

5. 診断について

No	Q	A
II-5-1	事業所内の全ての設備を診断してもらう必要はあるか？	「総合診断」と「特定システム診断」の二通りを選択することが可能です。 「総合診断」とは、受診事業所の総合的な診断で、2019年度以前の診断に相当します。 「特定システム診断」とは以下の4つのシステムの内1つに特化した診断で、事業所の特性に合わせた診断が可能です。 ・空調システム ・蒸気システム ・冷却水システム ・圧空システム ※他に分類されないシステム(その他システム)については、特定システム診断ではないが、補助金の基準額決定において、特定システム相当とします。

No	Q	A
II-5-2	特定システム診断の場合の年間CO2排出量の算定は、特定システムに関連する量だけでよいのか？	特定システム診断であっても、年間CO2排出量の算定は、事業所の全体量としてください。
II-5-3	同一敷地内にA工場とB工場があり、それぞれに独立した蒸気システムがある場合、A工場の蒸気システムだけを特定システム診断することはできるか？	できますが、A工場とB工場合わせて1回しか補助金の利用ができませんので、両工場まとめて診断することをお勧めします。
II-5-4	ポテンシャル診断はどのように実施されるのか？	「実践ガイドライン2019（2019年3月発行）」に沿って診断します。
II-5-5	診断結果報告書確認証の発行にはどれくらいの時間がかかるか？	約2週間です。
II-5-6	生産設備は産業部門限定か？ また具体的には何か？	生産設備とは産業部門の中の製造業（産業中分類で09～32）に付随した施設として位置づけられるものです。
II-5-7	照度を計測する場合、該当するエネルギーの種類は何を選択するのか？	照度は照明設備の見直しのデータになりますので、「電気」を選択してください。
II-5-8	平成31年度は「単一エネルギー」の変動値計測の場合においても、複数種類の設備かつ計測点数の合計が30箇所以上の計測を実施した場合は、上限額を「複数エネルギーかつ複数設備」と同じ（A）または（B）となっていたが、令和2年度はどうなるのか？	令和2年度は、計測点数による補助金基準額の特例はありません。

6. 提出書類及びその記載方法

6.1 交付申請

No	Q	A
II-6-1-1	交付申請の日付はいつにすればよいのか？	公募期間内としてください。
II-6-1-2	各種様式にある代表者とは、社長を指しているのか？ また、個別の事業所での申請の場合、事業所の印でよいのか？	代表取締役社長の他に、ポテンシャル診断事業又は低炭素機器導入事業を実施する事業所において、事業を実施し、費用支払を決裁する権限を持つ者（支店長、工場長、事業部長、執行役員等）でもかまいません。
II-6-1-3	申請書類の代表者印は、法人（事業所）の角印、丸印でよいのか？	代表者の公印とします。個人の認印は使用できません。
II-6-1-4	事業所の基本情報（社名、事業所名、代表者名、担当者名、連絡先等）が変更になった場合はどうすればよいのか？ また、変更の手続き書類等はあるか？	組合に変更情報をご連絡ください。変更内容を確認の上、手続きについてご連絡します。
II-6-1-5	代表事業者の業種が“製造業”で、受診する事業所の業種が“69：不動産賃貸業・管理業”と異なっても問題ないか？	問題ありません。
II-6-1-6	診断実施時期及び期間はどのように設定されるのか？	受診事業所と診断機関で協議して設定してください。

No	Q	A
II-6-1-7	交付申請時に提出する見積の見積作成日・見積有効期限について規定はあるか？	交付申請では交付決定までの標準的な期間は1.5か月のため、有効期限については余裕を持って作成してください。
II-6-1-8	人件費単価とはどのようなものを指しているのか？ 国交省単価でもよいか？	社内規定で決めている日額単価や時間単価を規定したものを提出してください。規定がない場合は国交省単価を使用することもできます。
II-6-1-9	見積作成で、診断機関に人件費単価規定が無い場合、どうしたらよいか？	労務単価については、以下の資料を参照してください。 「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」（平成28年10月）* なお、年間所得を年間労働時間で割るなど根拠となる資料を作成して提出してもらってください。その場合は一般管理費の二重計上（補助金の過払い）を防止するため、人件費計算で一般管理費が含まれていないことを十分確認の上、その旨を明記してください。
II-6-1-10	外注費に相当する項目は受注した診断業務の一部を再委託する行為に該当すると思うが、補助対象費用に含めるに当たり金額の妥当性を示す書類を提出してもらうなど、契約書類以外に必要な手続きはあるか？ （例：計器設置に伴う配管工事や保温工事など。）	実施要領に従ってご対応ください。契約等を結んで進めていただければ結構です。 また外注費の場合も、原則見積合わせ等を行って業者を選定してください。 なお、一般管理費の計算では以下の通りです。 一般管理費 = (人件費 + 業務費 - 外注費) × 一般管理費率

* <https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/itakukihonhousin.pdf>

6.2 事業所の業務概要

No	Q	A
II-6-2-1	事業所の業務概要がわかる資料としてパンフレット等は作成していないので、提出しなくてもよいのか？	必ず提出してください。申請事業者と受診事業所の事業の概要がわかる資料であれば形式は問いません。

6.3 完了実績報告

No	Q	A
II-6-3-1	契約書の代わりに両社の代表者のサインによる覚書で必要事項が記載されているものは受理されるか？	受理します。ただし、万一事故等が発生した場合、両者間での対応が必要となります。
II-6-3-2	契約書に、診断中の事故等に対応する損害賠償事項がない場合は受理されるか？	受理します。
II-6-3-3	事業完了後、交付決定額と相違が出た場合契約書の変更が必要か？	契約書の変更は不要です。 但し、交付決定額を超える経費申請はできません。

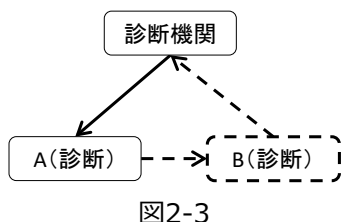
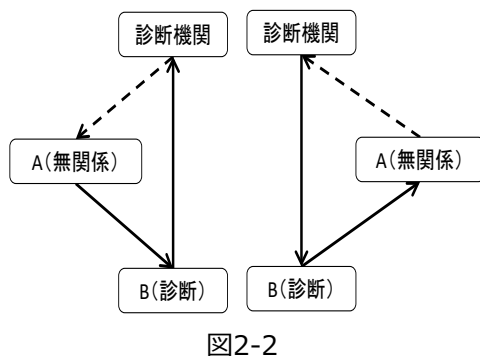
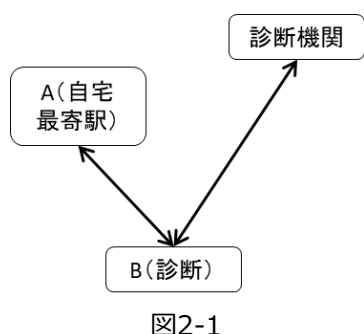
6.4 精算払請求

No	Q	A
II-6-4-1	請求に支払い手数料が含まれていた。この場合は減額されるか？	振込手数料分が減額されます。また、振込手数料が一般管理費等の積算の基礎に含まれている場合はその分も減額されます。

7. 補助対象経費

No	Q	A
II-7-1	計測機器の経費はどのように取り扱うか？	診断機関が所有する計測機器の償却費用の請求は認めません。レンタル費用は認めます。5万円未満であれば購入し消耗品として請求することは認めます。
II-7-2	出張における経路は自由に選択できるか？	原則として「最も経済的な通常の経路及び方法（旅費法第7条）」により決定してください。
II-7-3	交通費は全て領収書が必要か？	原則としてすべて必要です。新幹線や長距離交通費で領収書提出の場合にはインターネットの乗車案内で利用区間がわかるものを印刷して提出してください。
II-7-4	近郊の電車や路線バスを現金で利用した。乗車記録や領収書がないが申請はどうするか？	インターネットの乗車案内で利用区間がわかるものを印刷して提出してください。
II-7-5	新幹線チケットをEX-ICで購入した場合、どのように申請すればよいか？	利用票または領収書（利用証明書）の写しを提出してください。
II-7-6	消費税は受診事業所が負担するのか？	消費税は受診事業所の負担です。
II-7-7	診断機関への委託料（診断費用）の支払いに要する銀行振込手数料は、受診事業所が負担するのか？	銀行振込手数料は受診事業所と診断機関で決めてください。振込手数料は補助対象外経費です。
II-7-8	公募要領では支払は金融機関からの振込とあるが、割賦や手形での支払はできないか？	割賦、手形による支払いはできません。
II-7-9	診断機関から提出された見積金額に基づき交付申請し、交付決定された満額を請求することはできるか？	最終的な補助金の請求は、交付決定額ではありません。完了実績報告の後、組合が発行する交付額確定通知に記載された金額（組合が認めた額）を請求することができます。
II-7-10	診断に要した経費が交付決定額を上回った場合は、上回った分は受診事業所が負担するのか？	交付決定額を上回る場合、その差額は受診事業所の負担です。
II-7-11	レンタカーは賃借料として認められるか？	交通費として計上できます。レンタカーで使用したガソリン代はレンタカー代に含まれている場合のみ計上できます。途中で給油したガソリン代は認められません。
II-7-12	タクシー利用は認められるか？	タクシーを使わねばならなかった理由を記載し、領収書と最寄りの駅から目的地までの地図を添えて提出してください。距離や公共交通機関の状況などを踏まえ審査します。

No	Q	A
II-7-13	計測機器があったため社用車で移動した。ガソリン代、高速道路代は認められるか？	ガソリン代の領収書のみでは認められません。社用車の利用は社内規定等で説明することを条件に認めます。高速道路代は領収証があれば認めます。
II-7-14	旅費における日当は診断機関の社内規定に定める金額を交通費に加算すればよいか？	社内規定に準拠しますので、社内規定の写しを提出してください。 環境省発行の「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」（同じく交付申請書の手引きに添付）参照。
II-7-15	診断に要した交通費の補助対象となる範囲は？	<p>原則は診断機関が起点ですが、目的地（受診事業所）までに利用する交通機関のルートがもっとも経済的な経路及び方法で、かつ、時間的にも合理的である場合は、次の条件でその利用を認めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 出張の起点（終点）を自宅とした場合（図2-1参照） <ol style="list-style-type: none"> ① 自宅の最寄駅Aから目的地Bまでの交通費の明細と領収書、距離の資料の提出 ② 診断機関を起点として目的地Bまで出張した場合の交通費の明細、距離の資料の提出 ③ 自宅を起点（終点）とした場合と診断機関を起点（終点）とした場合を比較して金額の低い方を認めます。 出張の往路または復路で診断事業とは無関係の目的地に立ち寄る場合（図2-2参照） <ol style="list-style-type: none"> ① 目的地Aから目的地Bまでの交通費の明細と領収書、距離の資料の提出。 ② 診断機関を起点として目的地Bまで出張した場合の交通費、距離の資料の提出。 ③ 目的地Aから目的地Bまでの交通費は、診断機関から直接目的地Bまで出張した場合の費用を上限として請求できます。 ④ 目的地Bに出張するために宿泊が必要になった場合は宿泊費も受診事業所Bの費用とする。 <p>3. 2つの受診事業所に連続で出張した場合（図2-3参照）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 交通費、宿泊費は診断機関、A、Bの三者で協議の上請求してください。 ② 交通費はA、B別々に出張した場合の診断機関との往復費用を上限とします。実費がそれを下回る場合は実費が上限額となります。 ③ A、Bいずれも交通費の明細と領収書、距離の資料を提出してください。また、診断機関に②の上限額が確認できる資料の作成を依頼の上、そちらも提出してください。



Ⅲ. 低炭素機器導入

1. 全般

No	Q	A
Ⅲ-1-1	応募の結果はどのように知らされるか？	採択・不採択ともメールと郵便で通知します。不採択の理由については通知しません。また、審査結果に対するご意見やお問い合わせには対応いたしません。
Ⅲ-1-2	採択後に辞退は可能か？	辞退可能です。採択辞退届（組合指定様式）を提出してください。
Ⅲ-1-3	交付決定後に辞退は可能か？	辞退可能です。中止（廃止）承認申請書（交付規程様式6）を提出してください。
Ⅲ-1-4	応募申請の際、エンドユーザー都合で、3期工事に分ける必要があり、年度またぎする場合、問題はあるか？ もしくは、初年度に1期工事、次年度に2期工事、次々年度に3期工事と分けて申請する事は可能か？	本補助事業は単年度事業であるので、年度またぎはできません。 また同様に期を分けての申請もできません。
Ⅲ-1-5	低炭素機器導入事業で申請する機器以外で、他の補助金との併用できるか？	本事業で申請しない機器については併用できます。
Ⅲ-1-6	本補助事業において、以下の①②の制度との併用は可能か？ ①経営強化法認定（固定資産税の特例措置） ②中小企業経営強化税制	併用できます。
Ⅲ-1-7	本補助金を活用して導入した設備について、税制優遇措置（生産性向上設備投資促進税制、中小企業投資促進税制、グリーン投資減税等）を受けようとした場合、適用不可等の制約はあるか。	制約はありません。
Ⅲ-1-8	この補助金は、法人税法第42条第1項及び所得税法第42条第1項の「国庫補助金等」に該当するか？	該当します。
Ⅲ-1-9	LED照明に対する補助について、ランプ及び器具は別の補助金（経産省の補助金など）、工事は環境省の機器導入補助金という併用は可能か？	ランプ及び器具は補助対象外であるため、併用できます。
Ⅲ-1-10	LED以外の設備（空調やボイラーなど）について、機器は別の補助金（経産省の補助金など）、工事は環境省の機器導入補助という併用は可能か？	併用できません。
Ⅲ-1-11	補助金の上限額は2,000万円だが、下限額はあるか？	下限額は設定していません。ただし、対象設備は償却資産登録が必要です。
Ⅲ-1-12	本体工事と省CO2化関連工事で補助の計算式はどのようになるか？	（本体＋省CO2化関連工事（＝本体工事の10%が上限））×補助率
Ⅲ-1-13	低炭素機器導入事業は、来年度（令和3年度）も引き続き応募できますか？	本事業は本年度（令和2年度）限りの事業となりますので、来年度への応募はできません。

No	Q	A
Ⅲ-1-14	2次公募からは必ず電子申請をしなければならないのか？	電子申請ができない場合は、1次応募と同じく、交付規程に定める様式による書面の提出又は組合が定める方法で手続きを行うことができます。

2. 対象となる申請者

No	Q	A
Ⅲ-2-1	中小企業とは？	本補助制度においては、会社法（平成17年法律第86号）上の会社であり、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の基準に合致する場合に、「中小企業者」として取扱います。
Ⅲ-2-2	社会福祉法人、医療法人、特殊非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る）、組合（農業共同組合、生活共同組合、中小企業等共同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合（LLP）など様々な事業形態があるが、これらの法人は、資本金（出資金）又は従業員の基準を満たせば、本補助制度における中小企業者に該当するか？	中小企業に該当しません。 本補助制度においては、会社法（平成17年法律第86号）上の会社であり、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の基準に合致する場合に、「中小企業者」として取扱います。
Ⅲ-2-3	「社会福祉法人」がサービス業に該当し従業員数100人以下の場合には「中小企業」に該当するという判断もあるが、それで正しいか？	中小企業に該当しません。 本補助制度においては、会社法（平成17年法律第86号）上の会社であり、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の基準に合致する場合に、「中小企業者」として取扱います。
Ⅲ-2-4	中小企業基本法によると、中小企業の中にさらに「小規模企業者」という定義*があるが、こちらは中小企業と考えてよいか？	中小企業に該当します。
Ⅲ-2-5	機器についてはリースでの導入を考えている。この場合、代表事業者はリース事業者、共同事業者はポテンシャル診断の受診事業所になるが問題はないか？	問題ありません。

* <https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>

3. 対象となる事業所

No	Q	A
Ⅲ-3-1	他省庁の省エネ診断結果に基づく提案を元に応募はできるか？	応募できません。環境省のポテンシャル診断を受けていることが条件です。
Ⅲ-3-2	既に一度「低炭素機器導入事業」で補助金を交付された事業所は応募できるか？	応募できません。低炭素機器事業による補助金交付は1事業所1回限りです。
Ⅲ-3-3	当社の別の事業所が環境省の機器導入の補助を受けているが応募できるか？	応募できます。

No	Q	A
Ⅲ-3-4	対象となるポテンシャル診断結果はいつのものか？	当年度を含め3年間（平成30、31、令和2年度）に実施したものが対象です。
Ⅲ-3-5	過去に応募し不採択となった事業所は再度応募できるか？	再度応募できます。
Ⅲ-3-6	2次公募申請する場合、ポテンシャル診断が完了して完了報告を提出すれば、補助金を受領していなくても応募要件を満たすのか？	請求書の写しを提出していただければ応募できます。
Ⅲ-3-7	投資回収年数3年以上とは、個々の補助対象対策で判断になるのか？	個々の補助対象対策ごとではなく、補助対象全体で判断します。
Ⅲ-3-8	投資回収年数の計算はどのようなになるのか？	$\frac{[\text{補助対象経費 (円)} - \text{補助金所要額 (円)}]}{\text{運転コストの削減効果額 (円/年)}}$

4. 対象となる設備・機器

No	Q	A
Ⅲ-4-1	改正省エネ法のトップランナーリストのような低炭素機器の対象リストはあるか？ また、国産品以外の場合、制約はあるか？	低炭素機器導入事業で指定している対象リストはありません。 また、国産または国産以外で、特に制約はありません。
Ⅲ-4-2	故障している機器の更新も補助金事業の対象に含めて申請する事は可能か？	CO2削減のための機器更新が原則です。「故障した状態、使用していない設備・機器」は対象とはなりません。
Ⅲ-4-3	新設備導入後は、非常時（新設備点検時および故障などによる運転停止時）のバックアップとして旧設備を残すことは可能か？	更新対象の機器・設備は撤去または稼働不能状態とすることが条件です。
Ⅲ-4-4	部品交換でCO2削減が見込める場合、対象となるか？	単なる機能回復の場合は対象となりません。
Ⅲ-4-5	設備の取り付け工事、基礎工事は対象となるか？	取り付け工事は対象となります。 既設設備の撤去工事は対象とはなりません。 基礎工事はどこまでかは個別確認になります。
Ⅲ-4-6	ポテンシャル診断でコンプレッサー4基の更新提案をうけ、そのうち2基を更新したいが、旧設備との併用となるか？	更新した2基の旧コンプレッサーが廃棄されていれば併用となりません。ただし更新2台の合計能力が旧設備と同等以下の場合に限ります。
Ⅲ-4-7	導入事業で更新設備は既存設備の能力以下となっているが、暖房能力を同等とした場合に、冷房能力が既存能力以上になる場合は認められるか？	応募申請時に相談してください。
Ⅲ-4-8	導入設備周辺の安全対策（例、立入禁止柵）は対象か？	補助対象となりません。
Ⅲ-4-9	設備を屋上に設置する架台の補強は補助対象か？	個別に確認します。

No	Q	A
Ⅲ-4-10	給湯設備の本体は更新しないが給湯配管の断熱工事を計画している。省CO2化関連工事として申請できるか？	省CO2化関連工事は、本工事のCO2削減に寄与することを条件にしていますので、必ず本工事とセットで申請してください。本体を更新せず、省CO2関連工事だけの申請はできません。
Ⅲ-4-11	診断結果報告書の提案には入っていないが、本工事に関連して、追加のCO2削減効果を見込める関連工事がある。省CO2化関連工事として申請できるか？	診断結果報告書で提案されていない対策は申請できません。

4.1 空調機および空調システム

No	Q	A
Ⅲ-4-1-1	既設全熱交換器にCO2センサー制御を導入する場合、制御に必要なセンサー・コントローラーは省CO2化関連工事として申請できるか？	本工事（換気システム工事等）がある場合には、省CO2化関連工事として申請できます。
Ⅲ-4-1-2	既存冷凍機室外機への散水冷却装置設置（散水による気化熱冷却にて吸込み空気を冷却し冷凍機の効率を上げる装置）は省CO2化関連工事として申請できるか？	本工事（冷凍機工事等）がある場合には、省CO2化関連工事として申請できます。
Ⅲ-4-1-3	新たにエアーカーテンを導入したいが省CO2化関連工事として申請できるか？	本工事（空調システム工事等）がある場合には、省CO2化関連工事として申請できます。
Ⅲ-4-1-4	パネル冷凍庫の更新は省CO2化関連工事として申請できるか？	パネル冷凍庫の冷凍機部分は本工事として、パネル部分は冷凍機の負荷低減に寄与すれば省CO2化関連工事として申請できます。
Ⅲ-4-1-5	設備更新に伴う配管工事をするための内装工事は対象となるか？	内装工事は低炭素機器を稼働させるため必要最低限につき補助対象とします。
Ⅲ-4-1-6	建物の断熱強化のための断熱塗装や、一重サッシから二重or三重サッシへの更新は対象として申請できるか？	本工事がある場合には、省CO2化関連工事として申請できます。
Ⅲ-4-1-7	EHPのGHPへの更新、停電時自立発電ガスヒートポンプエアコンは対象となるか？	CO2削減効果があれば対象となります。

4.2 ボイラ及び蒸気システム

No	Q	A
Ⅲ-4-2-1	補助対象の範囲を教えてください。	<p>凡例／○：対象 ×：対象外 △：必要最低限かを個別に確認</p> <p>○バーナー交換（重油→LPG用） △LPGタンク △LPG気化器（燃料供給設備） △LPG配管 ○軟水装置 ○給水タンク ○薬注装置 ○ブロー冷却塔 ×感震器 ×硬度監視装置 ×通信装置（事業所以外への通信等） △各種配管（本体から第1フランジ（第1バルブ）まで） ○本体保温 ×二次側蒸気配管保温→省CO2化関連工事として応募できます。</p>
Ⅲ-4-2-2	バイオマスボイラは対象となるか？	CO2削減効果があれば対象となります。
Ⅲ-4-2-3	既存灯油ボイラをバイオマスボイラに置き換え、稼働率が高いピーク時だけ既設の灯油ボイラを使用することは可能か？	新旧併用はできません。
Ⅲ-4-2-4	ボイラ更新の際に設置場所を屋内から屋外への変更を検討しているが、このような場所変更に伴うボイラ仕様変更(屋内用→屋外用)については対象となるか？	CO2削減効果があれば仕様変更は可能です。ただし、屋外設置のための建屋、囲い等は対象とはなりません。
Ⅲ-4-2-5	現在、大型ボイラ1台で終日給湯している。そこで小型ボイラを1台導入し、昼間は2台、需要の小さい夜間は小型ボイラのみで対応すると燃料を1/3程度まで削減できる見込みであるが、この場合小型ボイラは対象となるか？	新旧併用になり、対象とはなりません。
Ⅲ-4-2-6	ボイラの配管断熱も省CO2化関連工事として対象になるとのことであるが、これは二次側に限定か？	CO2削減効果があれば、二次側に限定しません。

4.3 冷水・温水・冷却水システム

No	Q	A
Ⅲ-4-3-1	補助対象の範囲を教えてください。	<p>凡例／○：対象 △：必要最低限かを個別に確認</p> <p>○ポンプ、モータ ○制御装置（インバータ、台数制御など） △配管</p>

4.4 コンプレッサー及び圧空システム

No	Q	A
Ⅲ-4-4-1	補助対象の範囲を教えてください。	凡例／○：対象 △：必要最低限かを個別に確認 ○冷却塔 ○ドライヤー ○フィルター ○レシーバータンク ○制御装置（インバータ、台数制御など） △圧空配管

4.5 受変電設備・配電設備

No	Q	A
Ⅲ-4-5-1	補助対象の範囲を教えてください。	凡例／○：対象 △：必要最低限かを個別に確認 ○変圧器 ○コンデンサー ○負荷開閉器 ○雑材料 ○盤 △基礎
Ⅲ-4-5-2	ガス空調から電気式空調へ更新する際に、ガスが減少し、電力が増加するためキュービクルの増設が必要となる。そのような考え方のCV増設分は対象となるか？	対象となります。ただし、導入する機器に必要な容量であることを説明することが条件です。
Ⅲ-4-5-3	高圧受電設備の更新で配電盤・開閉器類は対象となるか？	高圧受電設備を稼働させるための必要最低限が対象となります。（上記4-5-1項を参照。）

4.6 照明設備

No	Q	A
Ⅲ-4-6-1	補助対象の範囲を教えてください。	凡例／○：対象 ×：対象外 △：必要最低限かを個別に確認 ○人感センサー取付工事は導入機器との組合せに限る ×LEDランプ、器具、別置型の安定器 ×誘導灯、非常灯 ○天井工事や一時側電気工事 ○無電極ランプ ×外灯のポールや基礎などの費用
Ⅲ-4-6-2	LEDと空調機を更新しようと考えているが、その場合の補助上限額は500万円か？	LED導入に伴う工事は500万円を上限とし、中小企業のみ対象。なお、LED工事以外の機器との併用の場合は、補助上限額2,000万円を超えないこととします。
Ⅲ-4-6-3	敷地内駐車場にある外灯（水銀灯）をLED化とする場合、工事費は対象となるか？	外灯をLED化する場合は、原則として電気工事は対象となり、ポールや基礎工事は対象とはなりません。（上記4-6-1項を参照。）

4.7 再生可能エネルギー関連

No	Q	A
Ⅲ-4-7-1	再生可能エネルギー発電システムを導入する場合、蓄電池は対象となるか？	CO2を直接排出する設備機器ではないため対象とはなりません。
Ⅲ-4-7-2	太陽熱（パネルや貯湯槽）や太陽熱+太陽光発電のハイブリッド型は対象となるか？	太陽光発電+太陽熱ハイブリッド型は「発電システム」として対象となります。太陽熱で発電システムでないものの新設は対象とはなりません。
Ⅲ-4-7-3	太陽光発電に逆潮流設備は必須か？	機器導入補助金を受けて導入する発電設備に関して売電しないことを「固定価格買取制度の設備認定に関する誓約書」として提出していただくので不要です。

4.8 BEMS、デマンドコントローラー、制御機器、その他

No	Q	A
Ⅲ-4-8-1	エネルギー管理システム（EMSなど）は対象となるか？	EMSそれ自体はCO2の削減にはならず、また仕様も多種多様であるため対象とはなりません。 導入機器に組み込まれた限定的な制御機器であれば審査対象となります。
Ⅲ-4-8-2	インバータは対象となるか？	インバータそれ自体はCO2削減にはなりません、使用方法が限定的で必ず機器の運転を伴うため対象となります。
Ⅲ-4-8-3	天然ガスコージェネレーションシステムの新規導入は対象となるか？（現在、発電システムがあるわけではないので、新規導入設備になる）	対象となります。

5. 診断結果報告書との整合

No	Q	A
Ⅲ-5-1	ポテンシャル診断の診断結果報告書で提案されていない機器を応募できるか？	応募できません。ただし、新技術で診断時にはなかった機器などは応募できます。個別に組合に相談してください。
Ⅲ-5-2	ポテンシャル診断の後に自費で追加診断した。そこで提案された提案を機器導入の項目に追加して応募できるか？	応募できません。
Ⅲ-5-3	低炭素機器導入のためポテンシャル診断結果報告書を更に精査する中で、当初提案された内容と削減率が変わってきた（例えば、空調機の台数、配管の長さ等）。このような変更は認められるか？	診断結果報告書の精査に伴う変更は認められます。変更理由、効果計算書など必要書類を提出してください。

No	Q	A
Ⅲ-5-4	設備導入事業の対象となるものは、ポテンシャル診断で対策提案として記載されている必要があるか？ また、ポテンシャル診断で診断した際の設備容量と異なる設備容量での申請は問題ないか？	原則として診断結果報告書で提案された内容、数値で申請していただくこととなります。 異なる場合は、その論拠と計算過程を実施計画書に詳しく記載していただきます。 またポテンシャル診断後に出てきた新技術による設備・機器でCO2削減効果がある場合その設備が補助対象になるかどうかご相談ください。
Ⅲ-5-5	2年前の診断報告書で導入事業に応募する場合、設備の性能もよくなっているが、申請の数値はどれを使うか？	基本は診断報告書の内容で申請してください。性能アップ等があれば、個別に変更理由を記載してください。

6. リース・ESCO

No	Q	A
Ⅲ-6-1	リースを利用する場合は、代表事業者は設備を購入しリースする側、共同事業者はリースを利用する側という認識でよいか？	代表事業者：設備所有者（リース会社） 共同事業者：設備使用者（リース利用者） という関係です。
Ⅲ-6-2	共同申請の場合は、企業パンフレット及び2期分の財務諸表は、代表事業者・共同申請者どちらのものも必要か？	代表事業者のみで結構です。
Ⅲ-6-3	リース会社を代表事業者として採択されたが、その後に共同事業者が代表事業者になり、リースを活用しないスキームに変更することは可能か？	採択後の代表事業者の変更はできません。
Ⅲ-6-4	応募申請時にリース契約で採択されたが、その後にESCO事業に変更（その逆も含む）することは可能か？	採択後の代表事業者の変更はできません。
Ⅲ-6-5	事業実施場所の所有者が中小企業の区分であっても「リース」や「ESCO」を活用した場合は補助率が1/3になるということか？	リース等にはその仕組み自体に初期費用を低減させる効果があるため、中小企業であっても補助率は1/3です。
Ⅲ-6-6	「リース」や「ESCO」を活用した場合、中小企業の削減率10%以上は20%以上に変わるのか？	中小企業の「削減率10%以上」という条件は変わりません。
Ⅲ-6-7	ESCO事業は「シェアード」と「ギャランティード」いずれも対象となるか？	ESCO事業での対象は「シェアード」のみ対象です。
Ⅲ-6-8	リース会社はユーザー指定の業者で構わないか？ 制約はあるか？	リース会社選定においても、三者見積の取得が必要です。ただし、補助事業の遂行上、三者見積取得が著しく困難又は不適當である場合は組合に相談してください。
Ⅲ-6-9	リースでの調達とユーザーの調達を併用する場合ことはできるか？（例：空調はリースで、ボイラはユーザーで調達など）	リースでの調達とユーザーの調達の併用はできません。

No	Q	A
Ⅲ-6-10	【無償譲渡条件のリース契約について】 リース期間の終了後に所有権を無償でユーザーに移転する契約(いわゆる無償譲渡条件リース)についても、補助対象になると考えてよいか？	補助対象と考えますが、設備の法定耐用年数期間内は、売却、譲渡、貸付、廃却等には制限があるため、必ず事前に環境省に確認が必要です。(交付規程 第8条 十四)
Ⅲ-6-11	【リース料の支払スケジュールの制約の有無】 15年間を基本リース期間(設備の法定耐用年数期間)とした場合、9年間で支払完了+6年間0円請求という契約は認められるか？	何らかの形で本質的にリースの契約が継続していれば問題ありません。 ただし補助金がリース金額に含まれていないことが前提です。
Ⅲ-6-12	所有者留保付割賦契約で応募できるか？	応募はできません。
Ⅲ-6-13	リース契約の場合、補助金はユーザー又はリース会社のどちらに振り込まれることになるか？	代表事業者(リース会社)に交付されます。 リース会社は補助金相当を減額して、共同事業者(導入事業所)に請求をすることになります。
Ⅲ-6-14	リースを活用しての申請を検討しているが、設備を設置する事業者は中小企業なので、様式2・別添9の証明書は設備設置者名での申請でよいか？	設備設置者、使用者が中小企業であれば、その証明書を提出してください。
Ⅲ-6-15	事業報告をするのはリース会社か、設備を使用する共同事業者か？	連名で提出してください。

7. 提出書類及びその記載方法

7.1 経費内訳

No	Q	A
Ⅲ-7-1-1	【様式2の経費内訳にて購入予定の主な財産の内訳の記載について】 一組が50万以上する機器が何台もある場合は1台1台全てを記載するべきか？名称毎にまとめて記載してもよいか？	仕様が同じ機器であれば、名称毎にまとめて記載しても結構です。 また、仕様が異なって多数台あれば、ある単位(※)にまとめて記載しても結構です。 (※ 空調設備においてマルチエアコン、パッケージエアコン、ルームエアコンなど。)
Ⅲ-7-1-2	定価が不明の場合はどうに対応するのか？	見積書、経費内訳書に【定価】や【標準価格】等の記載があれば、それを根拠とします。(カタログやメーカーに直接見積を要求して取得できている場合はそれでもOK)。
Ⅲ-7-1-3	応募申請書 様式2経費内訳の経費区分・費目・細分の欄にはどの程度に分解して記載するのか？	交付規程、公募要領の別表第2の細分に従って記載してください(材料費・・・、労務費：人工・単価、直接経費・・・)。
Ⅲ-7-1-4	導入事業で補助対象経費の一部を未計上(労務費等)としてもよいか？	計上しなくても結構です。
Ⅲ-7-1-5	免税事業者として申請したいが、消費税を含む金額で記載するのか？	消費税を含む金額で記載してください(交付規程 様式第1及び別紙2、応募申請書 様式2ともに)。

7.2 実施計画書

No	Q	A
Ⅲ-7-2-1	診断機関は代表事業者の事務代行者になることはできるか？ また事務代行者は別途委託契約等を交わし実施する事が可能か？	診断機関が工事請負先でなければ事務代行者になれます。 事務代行委託契約等は可能ですが、費用は補助対象外です。

7.3 CO2排出量、削減率の算出

No	Q	A
Ⅲ-7-3-1	削減率を計算する基準年度とは具体的にいつのことか？	基準年度はポテンシャル診断の応募申請書で記載した年です。
Ⅲ-7-3-2	設備補助でなくとも、CO2削減効果があれば、運用改善の対策も応募要件の削減率の計算に含めてよいか？	ポテンシャル診断で提案された運用改善の対策であれば、その削減効果を含めることができます。
Ⅲ-7-3-3	電気のCO2排出係数はどのように考えたらよいか？	応募申請時は契約する電力会社によらず代替値（デフォルト値）を使用します。 電気事業者の契約切り換えによる効果の確認を行うときに限り、切り換え前後の基礎排出係数を使用します。
Ⅲ-7-3-4	電力切替による CO2 削減効果は、削減量に算入できるか？	CO2削減量に算入できませんが、審査基準の「加点項目」として評価されます。 （公募要領のP18「表 1 審査項目」を参照のこと。）
Ⅲ-7-3-5	バイオマス燃料を使用した際のCO2排出量は「0」として扱うが、今回のCO2削減ポテンシャル診断事業においても同様と考えてよいか？	供給事業者に排出係数を確認していただき、その係数を使用してください。不明であれば「0」として下さい。
Ⅲ-7-3-6	CO2削減率（%）の計算で小数点以下はどのように取り扱うか？	それぞれの個別対策毎に小数点第2位を四捨五入してください。
Ⅲ-7-3-7	低炭素機器導入事業に応募申請する際は削減効果が必達となるので、安全率を掛けた数値で提出したい。その場合、ポテンシャル診断で記載する削減効果の数値と異なるが、これはよいか？	基本的には診断結果報告書で提案された対策の削減量を使用してください。 診断結果と異なる削減量を使用する場合はその理由と根拠を明記してください。
Ⅲ-7-3-8	本補助金以外の補助金で導入予定の機器による削減見込量は、事業所の削減効果（削減率）に合算できるか？	CO2削減率（量）には合算できます。

7.4 交付申請

No	Q	A
Ⅲ-7-4-1	交付規程様式第1の2補助金交付申請額は、総事業費を記載するのか？	総事業費ではなく、応募申請書様式2経費内訳の(8)の補助金所要額を記載してください。

No	Q	A
Ⅲ-7-4-2	交付決定後に減額した場合、変更届けを提出後、再び変更後の交付決定をもらわなければ作業はできないのか？	仕様変更による減額は、変更交付申請書、及び見積書／経費内訳書／選定理由書等の提出後審査を行い、問題なければ変更交付決定通知書を発行します。この場合は変更交付決定通知書を受領後でないで発注・工事はできません。
Ⅲ-7-4-3	変更交付申請書を提出してから変更交付決定通知が出されるまでの期間はおよそどれくらいか？	変更内容にもよりますが概ね2週間程度です。
Ⅲ-7-4-4	財務諸表等応募申請から変更がない場合は、再提出の必要はないか？	変更がない場合は、提出は不要です。決算月の関係で財務諸表が新しくなっている可能性があるので注意してください。
Ⅲ-7-4-5	申請排出量を必達するために、余裕度を計算して申請できるか？	申請時に計算根拠を明確にしてください。

7.5 見積

No	Q	A
Ⅲ-7-5-1	添付する見積書は原本か写しか？	見積書の鑑は写し、見積明細書は組合の指定様式（Excel）の原本を提出してください。
Ⅲ-7-5-2	添付する見積書は、過去にもらったものでよいか？	交付申請時点で有効期限内の見積書であれば問題ありません。
Ⅲ-7-5-3	見積書のひな形はあるか？	組合のHPに指定様式（Excel）を掲載しています。公募要領の別表第2の細分に従って記載してください（材料費・・・、労務費：人工、単価、直接経費・・・）。
Ⅲ-7-5-4	応募申請時に三者見積を提出する必要があるか？	応募申請時は一者の見積を添付してください。交付申請時は三者の見積を添付してください。
Ⅲ-7-5-5	三者見積だが、三者の中に資本関係のある商社が含まれてもよいか？	資本関係のない三者としてください。
Ⅲ-7-5-6	三者見積合わせで不採用とした2社の見積書についても明細書まで必要か？ 「不採用とした二社の見積書」は、業者の「捺印」は必要か？	必要です。 三者見積ができ、発注先を選定できるレベルの記載は必要ですが、建設物価版、積算資料、公共工事設計労務単価の参照ページ記入等までは必要ありません。 信用できる見積書として「捺印」は必要です。
Ⅲ-7-5-7	自社製品を使用することは可能か？	可能です。ただし、利益排除に従って、製造原価で申請してください。
Ⅲ-7-5-8	見積書の労務費は建設物価の公共工事設計労務単価に掲載されている、労務単価＋必要経費の単価を使用してもよいか？	建設物価の公共工事設計労務単価に掲載されている労務単価については、必要経費を含まない労務単価を使用してください。
Ⅲ-7-5-9	機器本体（空調機本体やボイラ本体）は、補助対象経費の費目では「設備費」になるか？	空調機やボイラ本体を含め、本事業に使用する設備・機器・材料は、全て本工事費中の「材料費」です。

No	Q	A
Ⅲ-7-5-10	省CO2化関連工事と本工事の工事業者が同じ場合、見積書は一つでよいか。	見積書は別々に取得してください。見積書の鑑は写し、見積明細書は組合の指定様式(Excel)の原本を提出してください。

7.6 実施段階

No	Q	A
Ⅲ-7-6-1	現在ポテンシャル診断中だが、どこまでがポテンシャル診断事業の完了と考えればよいか？	受診事業所が、診断機関より診断結果報告書を受領し、診断費用の支払いを済ませ領収書を受領していることが必要です。診断と同年度に機器導入へ応募する場合は請求書の受け取り段階でも可です。
Ⅲ-7-6-2	交付申請時に記載した補助事業の完了予定日を変更したい場合はどうすればよいか？	1ヶ月を超える可能性が出てきた場合には、遅延報告書を提出してください。
Ⅲ-7-6-3	A工場が補助を受けて機器を導入し、数年後(法定耐用年数の経過前)にB工場に吸収され当該機器が不要となり廃却する場合、補助金の返還義務は発生するか？	組合に個別に相談してください。
Ⅲ-7-6-4	電力会社切替の契約変更は、交付決定前でも問題はないか？	問題ありません。ただし、切替契約後、組合に契約書の写しを提出してください。
Ⅲ-7-6-5	工事等の発注先への支払いは手形でもよいか？	支払いは金融機関による振込としてください。割賦・手形支払い等は認められません。
Ⅲ-7-6-6	業者への支払いについて分割でもよいか？	分割のスケジュールがわかる資料を提出してください(売買契約書等)。割賦は認められません。

7.7 完了実績報告

No	Q	A
Ⅲ-7-7-1	既設設備の銘板が撮影しにくい場合も、写真撮影は必須か？	白板に設備名や型式等を記載して撮影してください。
Ⅲ-7-7-2	空調の場合、撮影部位は室内機・室外機・リモコンでよいか？	補助対象に冷媒配管、ダクトが含まれていればそれも追加してください。また、集中制御しているような場合は電気制御盤を追加してください。
Ⅲ-7-7-3	LEDは補助対象外だが、補助事業を示すプレートは貼ってよいか？(補助対象外なのに「補助である」ことを示すプレートを貼ってややこしいことにならないか？)	「配線工事」であることを明記して作成してください。
Ⅲ-7-7-4	補助対象外の機器・設備でも工事状況の写真添付は必要か？	不要です。
Ⅲ-7-7-5	完了実績報告はいつまでに行わなければならないか？	基本は導入事業完了後30日以内です。

8. 補助対象経費

No	Q	A
Ⅲ-8-1	消費税は対象となるか？	対象とはなりません。ただし、免税事業者については、消費税を含めて申請できます。
Ⅲ-8-3	応募申請する際の設備費用は、診断結果報告書に記載されている設備費用と差が生じて問題ないか？	問題ありません。ただし、交付決定した金額を上限として実費精算します。
Ⅲ-8-3	補助対象経費の内、事務費【委託料】とあるが、コンサル会社等に補助金申請の業務を委託した場合、対象となるか？	応募申請書・交付申請書の作成等、申請業務に係る費用は対象とはなりません。

9. 事業報告

No	Q	A
Ⅲ-9-1	申請排出削減量は、3年間必達か？	目標達成が補助金交付の条件です。
Ⅲ-9-2	もしCO2排出削減量が未達だった場合はどうなるか？	申請排出削減量に対する未達成の度合いに応じて交付された補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。 まずは、目標削減率の未達理由の分析、追加対策の検討をしてもらい、翌年度の必達に向けて確実に対策実施に取り組んで頂きます。
Ⅲ-9-3	事業計画以上の生産の増加があり、CO2削減量は達成できない場合、原単位での削減量で応募時の削減率を達成していれば問題ないか？	CO2削減量での達成が必須です。
Ⅲ-9-4	CO2排出量の未達分をCO2排出権の購入により対処することは可能か？	本事業においては、排出権の購入による不足分の補填はできません。事業所からの実際のCO2排出量を削減することが必要です。

10. 取得財産の管理

No	Q	A
Ⅲ-10-1	機器導入後に事業所の一部が移設される場合の基準排出量はどのように考えたらよいか？	機器導入の効果を明確に算定できるようにした上で組合に相談してください。
Ⅲ-10-2	補助金交付を受けて、法定耐用年数の経過前に補助を受けた対象の設備を壊してしまう場合はどうすればよいか。	補助を受けた設備機器は法定耐用年数の期間は、売却、譲渡、廃却等は環境省の承諾を得る必要があります。

改定履歴

作成 平成30年8月13日

改定 2019年5月16日

改定 令和2年4月20日